

質問の件名及び質問の要旨 (質問時間)	答弁を求める者
<p>1 有害鳥獣対策について (20分)</p> <p>鶴ヶ島市においては、小型の鳥獣がもたらす被害が多数であり、本来保護され我々人間と共存し、愛されるべき動物が有害鳥獣となり駆除の対象となってしまいます。</p> <p>有害鳥獣とは、人畜や農作物などに被害を与える鳥獣、クマ・シカ・イノシシ・カラスなどが市街地に入り込み、何らかの被害を及ぼした場合をいう、と定義され有害鳥獣の扱いについては、環境省から各都道府県に向けておろされている告示(環境省告示 3号)、そしてそれをもとに各都道府県が自らの環境を踏まえて作成した指針「鳥獣保護事業計画書」のもとで実際の有害鳥獣対策は行われ、根拠法は、いわゆる「鳥獣保護法」であります。</p> <p>鶴ヶ島市においても、ある一定の基準に基づいて有害鳥獣の駆除を行っていると思いますので以下、質問いたします。</p> <p>(1) 被害の状況と対策について (2) 有害鳥獣への取り組みについて (3) 県が策定している「鳥獣保護事業計画」との整合性は</p>	市長
<p>2 空き家対策について (20分)</p> <p>市内でも、いわゆる「空き家」が点在し、様々な問題が生じています。</p> <p>空き家問題は人口減少が深刻な地方の問題ではなく、首都圏でも大きな問題になっています。2008年10月時点で、首都圏の1都3県の空き家は185万戸もあり5年間で20万戸以上(12%)も増えています。</p> <p>近年、空き家対策条例を制定し、ある一定の効果を上げている自治体が増加しているとのことでありますが、鶴ヶ島市のお考えをお聞きします。</p> <p>(1) 空き家の把握について (2) 空き家への対応・対策について (3) 条例制定について</p>	市長